

小児がん患者等のメタバース交流イベント運営企画業務委託  
業務説明資料

1 件名

小児がん患者等のメタバース交流イベント運営企画業務委託

2 業務目的

「小児がん」※1患者や「小児慢性特定疾病」※2患者は長期にわたる治療や入院の繰り返しで、同世代との交流が少ない、退院後に登校への不安を抱えるなどの教育課題がある。子どもの健やかな成長には、同世代との交流が必要だが、現実世界で交流するには、入院している子が参加できない、治療の影響による外見変化を気にして人前に出たくはない子がいるなど課題が多くある。これらの課題を解決するため、メタバースでの交流を実施し、子どもの健やかな成長につなげることを目的とする。

※1：0歳からの小児がかかる、100種類以上の疾患名のある悪性腫瘍（がん）の総称。一般的には15歳未満にみられるがんのこと。現在、小児がん全体で約7割以上の患者が治るようになってきている。しかし、がんの種類によっては、長期にわたる入院や入院の繰り返し、外来の場合も治療期間が長いことが多い。治療が終わったあとも、再発していないか、いろいろな臓器に遅れて合併症（晩期合併症）がでていないかのチェックのために、長期にわたって定期的な外来受診（長期フォローアップ）が必要。

※2：①慢性に経過する疾病であること②生命を長期に脅かす疾病であること③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるものが対象の疾病。現在16疾患群788疾病が対象として指定されており、このうち小児がんに分類される悪性新生物は91疾病ある。18歳未満の方が小児慢性特定疾病の認定対象。18歳の時点で既に対象になっている方は、20歳未満までの延長が可能。

3 本事業の対象者

- ・小児がん患者とそのきょうだいのうち現在、中学生・高校生の方
- ・小児慢性特定疾病患者とそのきょうだいのうち現在、中学生・高校生の方

4 スケジュール

交流イベントの企画・メタバース空間の制作前に、スケジュール・工程表を作成し、横浜市へ共有、合意を得ること。その際、納品までの制作過程で、横浜市がイベント企画やメタバース空間等の確認及び修正が実施可能な十分な期間及び確認回数を設けること。

スケジュール・工程表は、下記のスケジュール案を基に作成すること。

## 【スケジュール案】

	5月	6月	7月	8月
イベント企画	イベントの企画検討		台本作成	
メタバース空間制作	デザインの検討		メタバース空間の制作	
イベント運営		操作マニュアル作成	リハーサル	イベントの開催
参加者の調整		チラシの作成	イベント周知・参加者決定 (横浜市)	

## 5 イベント企画について

### (1) イベント概要

業務目的を意識したメタバース空間での交流イベントを企画・運営する。交流イベントの仕様については、本仕様書をもとに、横浜市と適宜協議の上、企画を進める。

#### ア 参加者

- ・小児がん患者とそのきょうだいのうち現在、中学生・高校生の方
  - ・小児慢性特定疾病患者とそのきょうだいのうち現在、中学生・高校生の方
- ※ 参加者の調整、イベントの周知は横浜市が行う。

#### イ 参加予定人数

40名程度（4～5人で1チーム、合計10チームを想定）

#### ウ イベント概要

4～5人程度のチームで参加し、15分程度でクリアできるゲームをメインイベントとする。チームごとにクリアタイムを競い、優勝チームを決め、表彰式を行うこと。

##### a ゲームについて

ゲーム中にクイズを5問以上、協力プレイが必要なギミックを3か所以上設けること。一人では行えないゲームにすることで、会話が自然と増えるように仕向け、同じ境遇の子と協力してゴールを目指す経験をしてもらう。

##### b 表彰式について

表彰式はゲーム後に、空間のエントランスに参加者が集まって行い、賞品や参加賞などを受託者が準備すること。賞品や参加賞の郵送は代金負担も含め、横浜市が行う。賞品や参加賞等については、企画に合わせて横浜市と協議し決定すること。なお表彰式等の企画は、参加者同士の交流につながるよう、受託者は工夫して企画すること。

#### エ イベントの開催時期

7月20日（土）～8月31日（土）のうち2日間

イベント開催日については、横浜市と協議して決めること。

オ ゲームのクリア時間

15分

カ イベント時間

a ゲーム時間

1日4時間×2日間=8時間

参加者のメタバース空間へのログイン・ログアウト時間、ゲームの説明時間等を含め1チーム30分程度で計算

b 表彰式

2日目に15分～30分で実施

キ その他

イベント企画に関して、その他提案事項がある場合は、横浜市と協議し、決定すること。

## (2) メタバース空間制作

メタバース空間制作に必要なすべてのコンテンツ等について、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。また、メタバース空間制作において、著作権等が発生する場合は、受託者が適切に対応すること。

ア 空間イメージ

対象者を意識して「横浜」をテーマとした空間を制作すること。空間のエントランスは対象者の興味を引くデザイン性のある見栄えにする。空間のエントランスは、ゲーム終了後の表彰式等でも使用できるように制作すること。

イ ルーム数

1ルーム。詳細は横浜市と協議して決めること。

ウ アバター

アバターの着せ替えは、スマートフォンのブラウザから行えるようにし、イベントを実施するメタバース空間で利用できるようにすること。また、これらのアバターは参加者が無償で利用できるようにすること。

対象者の年齢層にあったアバター（デフォルメされている動物、着ぐるみなど）を50種類以上、着せ替えパターンを100種類以上準備すること。

エ 操作性

参加者が持つ市販のスマートフォンのブラウザから簡単にイベント参加ができるようにすること。

メタバース空間では、参加者同士（アバター等）が交流できるようチャット機能の使用やリアクションが取れるようにするなどコミュニケーション設計をすること。

操作マニュアルを確認すれば、参加者が簡単に操作を行えるようにすること。

オ 制作した空間の維持

本業務で制作したメタバース空間について、令和7年3月31日までは横浜市が使用できるように維持しておくこと。保管期間内に不具合等が発生した場合は受託者が対応する。空間を維持することで費用が発生する場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。

カ ウェブアクセシビリティの確保について

ウェブページに関する「みんなの公共サイト運用ガイドライン ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000439213.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf))」に準じて開発すること。また、提供するサービスは障害者を含めた誰もが支障なく利用できるようにすること。

キ その他

メタバース空間の提供・維持に係る一切を受託者が行い、それらに係る費用は委託料に含むものとして、全て受託者の負担とする。

データ漏えい防止等セキュリティ対策は十分に行うこと。なお、最低限以下と同じレベルのセキュリティ対策は実施するとともに、受託後に本市と協議を実施すること。

- a 個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させる。
- b 多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしてもインターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じる。
- c アクセス制御及び実行権限等に関して厳密なアクセス権を設定する。
- d 脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応する。

ウイルス感染していること等により、横浜市又は参加者などの第三者が、受託者の過失により受託者が制作したメタバース空間で損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(3) イベント運営

ア リハーサル

横浜市と受託者が参加し、ゲームと表彰式のリハーサルを1回行うこと。

イ 運営スタッフ

受託者が最低でも2名体制でスタッフとして参加し、最低1名は参加者と一緒にメタバース空間に参加し、ディレクションする。

予期せぬ事態が発生した場合の対応は、横浜市と受託者が協力して行う。

※当日、参加者がメタバース空間に入るまで、現地での補助が必要な場合は横浜

市が行う。

ウ イベント会場

参加者がメタバース空間での交流イベントに参加する現地での会場が必要な場合は、横浜市が準備する。

エ 台本の作成

横浜市と受託者の役割を明確にし、イベント当日の台本を作成すること。

オ 操作マニュアルの作成

横浜市・参加者が操作マニュアルをみて、簡単に操作ができるようにわかりやすいものを作成すること。

(4) イベントチラシ作成

版下は受託者が作成し、横浜市が印刷・配布をする。チラシデザインや掲載内容は横浜市と協議し、決定すること。

(5) 納品について

交流イベント実施日までに、納品できる実行環境一式・台本・操作マニュアル・チラシ等のデータをがん・疾病対策課に納品すること。

納品の際には、提供データや記憶媒体について、必ずウイルスチェックを行うこと。成果物がウイルス感染していることにより、横浜市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(6) 業務執行体制

必要に応じて一部業務を委託することも可能だが、委託先に関する情報を横浜市へ提供すること。

## 6 留意事項

- (1) 本業務遂行にあたり、事前にリスク管理を行った上で未然に防ぐよう努めること。また、発生したトラブルについては受託事業者が誠意をもって解決にあたること。
- (2) 企画の打合せの時期や回数等に関しては、横浜市と協議のうえ決定すること。またその内容を遵守すること。
- (3) 企画するイベントの方針やメタバース空間の内容は横浜市と充分協議し決定するものとし、横浜市が意見を提示した場合はその内容を踏まえて制作すること。
- (4) 音楽素材の使用について、使用料や使用許可手続き等が発生する場合は、受託者が負担し手続きを行うこと。

- (5) 特別な事情により、横浜市がメタバース空間の修正やイベント企画の変更を求めた場合は、交流イベント実施日までの期間中で反映すること。
- (6) 感染症流行による緊急事態宣言の発令等の不測の事態が発生した場合は、横浜市受託者双方協議の上、契約内容変更等の可能性がある。

## 7 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

## 8 履行場所

医療局がん・疾病対策課の認める場所

## 9 特記事項

- (1) 本件の成果物（実行環境一式・台本・イベントチラシ）に対する著作権及び使用权等の権利は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は、横浜市の許可なく他に複製・公表・貸与してはならない。
- (2) 横浜市と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の規約規則や委託契約約款、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、進行状況等について、横浜市が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、横浜市が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た個人情報の秘密を他に漏らし、本業務の遂行以外に利用することができない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物に不具合が生じた場合、双方で協議し、それが制作時の不良と認められる場合には、受託者が無償で修正するものとする。
- (6) 受託者が本業務によって横浜市または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずるものとする。